

人 事 院 会 議 議 事 録

会 議 日

令和7年3月13日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官

(幹 事) 柴崎事務総長、役田総括審議官

(説明員) (給与局)

中西給与第二課長、井手給与第三課長、
上月生涯設計課長

議 題

人事院規則9－2（俸給表の適用範囲）等の一部改正

議事の概要

- 議題「人事院規則9－2（俸給表の適用範囲）等の一部改正」について、担当局から別添のとおり説明があった。

また、担当局から、予算成立に関連する改正項目について、今年度内に令和7年度予算が成立しない場合は、所要の修正を行った改正案を再度院議に付議したいとの発言があった。

- 議題については、三人事官一致で議決された。

人事院規則9—2(俸給表の適用範囲)等の一部改正について

令和7年3月13日
給 与 局

令和7年度予算に係る組織改正及び諸手当改定等に伴い、以下の人事院規則等の一部改正を行うこととする。

【人事院規則】

1 人事院規則9—2(俸給表の適用範囲)

俸給表の適用範囲を定めた規定について、以下の改正を行う。

(1) 国土交通省

海事局検査測度課の船舶検査官の廃止及び船舶検査測度官の新設に伴い、専門行政職俸給表の適用範囲を定めた規定の整備を行う。

(2) 栄養士法の改正に伴う規定の整備

栄養士法(昭和 22 年法律第 245 号)の改正により、栄養士免許を有しない管理栄養士(以下「新管理栄養士」という。)が生じることから、新管理栄養士が占める官職について引き続き医療職俸給表(二)を適用するため、管理栄養士を明記する規定の改正を行う。

2 人事院規則9—6(俸給の調整額)

俸給の調整を行う官職等を定めた別表第1について、以下の改正を行う。

(1) 内閣府

内閣府の橋渡し人材をもって充てる官職に新たに調整数1を適用することに伴い、第1号に同府を規定する。

(2) 厚生労働省

国立感染症研究所の廃止に伴い、第8号から同所を削除する。

(3) 栄養士法の改正に伴う規定の整備

新管理栄養士が占める官職について引き続き俸給の調整を行う官職とする等のため、管理栄養士を明記する等の規定の整備を行う。

3 人事院規則9—8(初任給、昇格、昇給等の基準)

(1) 歯科技工士等の初任給基準の見直し

4 年制大学を卒業した歯科技工士、歯科衛生士及び義肢装具士の確保が必要であることを踏まえ、これらの職種に大学卒の初任給基準を新設する等の規定の整備を行う。

(2) 栄養士法の改正に伴う規定の整備

新管理栄養士が占める官職について引き続き医療職俸給表(二)の初任給基準等を適用するため、初任給基準表に管理栄養士を明記する等の規定の整備を行う。

4 人事院規則9—17(俸給の特別調整額)

俸給の特別調整を行う官職等を定めた別表第1について、以下の改正を行う。

(1) 警察庁

内部部局の政策企画官の廃止に伴い、当該官職に相当する官職である監察官を、政策企画官に代わり官職欄に掲げる改正を行う。

また、サイバーセキュリティ対策研究・研修センターが廃止され、サイバーセキュリティ対策研究センターが新設されることに伴い、組織欄を改正するとともに、同センター所長をⅢ種として規定する。

(2) 厚生労働省

国立感染症研究所の廃止に伴い、同所及び同支所の欄を削除する。

(3) 農林水産省

東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所明治用水頭首工復旧建設所の所長について、Ⅱ種適用を認めることに伴い、区分欄の規定を整備する。

(4) 国土交通省

地方整備局の全ての副局長が指定職俸給表の適用を受ける職員が占める官職となり、原則として俸給の特別調整額の適用を受けないこととなるため、当該官職に相当する官職である次長を、副局長に代わり官職欄に掲げる改正を行う。

5 人事院規則9—30(特殊勤務手当)

(1) 犯則取締等手当(第28条の5)【対象省庁：公安調査庁】

公安調査庁に所属する公安調査官が「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づき行う立入検査の業務を犯則取締等手当の適用対象とすることに伴い、規定の整備を行う。

(2) 船員作業手当(第31条の2)【対象省庁：財務省、水産庁、国土交通省、気象庁及び海上保安庁】

財務省、水産庁、国土交通省、気象庁又は海上保安庁に所属する船員が航海中の船舶において行う業務に対する船員作業手当に係る規定を新設する。

6 人事院規則9—49—57(人事院規則9—49(地域手当)の一部を改正する人事院規則)

段階的实施期間中の地域手当の支給地域等を定めた附則別表第1には、国家公務員の在勤している地域のみを規定しているが、今般、愛知県額田郡幸田町を追加する必要が生じたため、同表を改正する。

7 人事院規則9—55(特地勤務手当等)

1年を通じて特地勤務手当が支給される官署を定めた別表の1について、以下の改正を行う。

(1) 内閣府

沖縄総合事務局北部ダム統合管理事務所安波ダム管理支所の名称及び所在地の表示変更に伴い、同支所の名称及び所在地を改正する。

(2) 厚生労働省

那覇検疫所石垣空港出張所が新設されることに伴い、新たに同出張所を規定する。

(3) 国土交通省

北海道開発局札幌開発建設部雨竜川ダム建設事業所が、移転により指定基準を満たすことになることに伴い、新たに同事業所を規定する。

(4) 林野庁

東北森林管理局三陸北部森林管理署久慈支署安家森林事務所の移転に伴い、同事務所の所在地を改正する。

8 人事院規則9—123(本府省業務調整手当)

内部部局の業務のうち本府省の業務の特殊性等が認められない業務を定めた第3条について、海上保安庁警備救難部管理課航空業務管理室において、無操縦者航空機に係る業務を担当する職員の勤務場所が福岡県北九州市に移転することに伴い、当該職員の業務を手当の支給対象外とするための改正を行う。

9 人事院規則 11—11(管理監督職勤務上限年齢による降任等)

管理監督職勤務上限年齢制導入後の人事運用に支障が生じないように、特定管理監督職群を構成する管理監督職を追加指定する必要があるため、法務省矯正管区等、国土交通省九州運輸局及び環境省福島地方環境事務所の特定管理監督職群に個別官職を規定する改正を行う。

【権限委任関係】

10 令和7年人事院公示第●号の制定

上記5及び8の改正に伴い、人事院の権限及び所掌事務の一部委任について定めた人事院公示(昭和 38 年人事院公示第5号)に関し、所要の改正を行う人事院公示を制定する。

11 令和7年人事院公示第●号の制定

上記9の改正に伴い、人事院の権限及び所掌事務の一部委任について定めた人事院公示(令和4年人事院公示第2号)に関し、所要の改正を行う人事院公示を制定する。

【公布日・施行日】

令和7年4月1日公布・施行

※組織の新設等の関連部分にあっては、今年度内に令和7年度予算が成立しない場合は、予算成立の日の翌日公布・同日施行(一部は令和7年4月1日適用)

以 上

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―二―七四

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（専門行政職俸給表の適用範囲） 第二条の二 専門行政職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。	（専門行政職俸給表の適用範囲） 第二条の二 専門行政職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。

一〇三 (略)

四 沖縄総合事務局、地方運輸局又は運輸監理部の海事技術専門官及び国土交通省海事局の船舶検査測度官

五〇十二 (略)

(医療職俸給表(二)の適用範囲)

第十三条 医療職俸給表(二)は、病院、療養所、診療所等の医療施設、刑務所、拘置所等の矯正施設、検疫所及び学校等に勤務する職員で次に掲げるものに適用する。ただし、教育職俸給表(二)の適用を受ける者を除く。

一 (略)

二 栄養管理に従事する栄養士及び管理栄養士

一〇三 (略)

四 沖縄総合事務局、国土交通省海事局、地方運輸局又は運輸監理部の海事技術専門官及び船舶検査官

五〇十二 (略)

(医療職俸給表(二)の適用範囲)

第十三条 医療職俸給表(二)は、病院、療養所、診療所等の医療施設、刑務所、拘置所等の矯正施設、検疫所及び学校等に勤務する職員で次に掲げるものに適用する。ただし、教育職俸給表(二)の適用を受ける者を除く。

一 (略)

二 栄養管理に従事する栄養士

三〇十一
(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三〇十一
(略)

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―六―九三

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第一 適用区分表（第一条第一項―第三項関係）	別表第一 適用区分表（第一条第一項―第三項関係）

勤務箇所	職 員	調整数
一 会計検査 院、人事 院、内閣官 房（内閣サ イバーセ キュリテイ センターを 除く。）、 内閣府、宮 内庁、公正 取引委員 会、警察	サイバーセキュリティ の確保、情報システム の整備若しくは管理又 はこれらと併せて行わ れる事務の運営の改善 及び効率化に関する業 務に直接従事すること を本務とする職員（人 事院の定める者に限 る。）	一

勤務箇所	職 員	調整数
一 会計検査 院、人事 院、内閣官 房（内閣サ イバーセ キュリテイ センターを 除く。）、 宮内庁、公 正取引委員 会、警察 庁、カジノ	サイバーセキュリティ の確保、情報システム の整備若しくは管理又 はこれらと併せて行わ れる事務の運営の改善 及び効率化に関する業 務に直接従事すること を本務とする職員（人 事院の定める者に限 る。）	一

庁、カジノ	管理委員	会、金融	庁、消費者	庁、デジタ	ル庁、総務	省、法務	省、出入国	在留管理	庁、外務	省、財務	省、国税	庁、文部科
-------	------	------	-------	-------	-------	------	-------	------	------	------	------	-------

管理委員	会、金融	庁、消費者	庁、デジタ	ル庁、総務	省、法務	省、出入国	在留管理	庁、外務	省、財務	省、国税	庁、文部科	学省、厚生
------	------	-------	-------	-------	------	-------	------	------	------	------	-------	-------

少年刑務		二 刑務所、	一の二、一の 四（略）	学省、厚生 労働省、農 林水産省、 林野庁、経 済産業省、 国土交通 省、環境省 及び原子力 規制委員会
(3) ・ (4) (略)	(1) ・ (2) (略)		(略)	
三	(略)		(略)	

少年刑務		二 刑務所、	一の二、一の 四（略）	労働省、農 林水産省、 林野庁、経 済産業省、 国土交通 省、環境省 及び原子力 規制委員会
(3) ・ (4) (略)	(1) ・ (2) (略)		(略)	
三	(略)		(略)	

所、拘置	所、少年院	及び少年鑑	別所			三ノ六の二	七 国立ハン	セン病療養	所
(5) 薬剤師	(6) 栄養士及び管理栄養士	(7) (略)	(8) 看護師長、看護師及び准看護師(7)に掲げる者を除く。	(9) (略)	(略)	(略)	(1) (3) (略)	(4) (8) (略)	(9) 栄養士及び管理栄養士
			二	(略)	(略)	(略)	(略)	二	

所、拘置	所、少年院	及び少年鑑	別所			三ノ六の二	七 国立ハン	セン病療養	所
(5) 薬剤師及び栄養士	(新設)	(6) (略)	(7) 看護師長、看護師及び准看護師(6)に掲げる者を除く。	(8) (略)	(略)	(略)	(1) (3) (略)	(4) (8) (略)	(9) 栄養士
			二	(略)	(略)	(略)	(略)	二	

養士	(10) (略)	八 国立医薬品食品衛生研究所
		(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体（以下「危険な病原体」という。）又は危険な病原体に汚
	(略)	一

	(10) (略)	八 国立医薬品食品衛生研究所及び国立感染症研究所
		(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体（以下「危険な病原体」という。）又は危険な病原体に汚
	(略)	一

者リハビリ		十 国立障害	九 (略)	
(13) ～ (15) (略)	(1) ～ (12) (略)			染された病変組織そ の他の物件を直接取 り扱う業務に従事す ることを常例とする 病理細菌技術者 (2) (1)に掲げる業務に 従事することを主た る職務内容とする職 員（人事院の定める 者に限る。）
一	(略)			

者リハビリ		十 国立障害	九 (略)	
(13) ～ (15) (略)	(1) ～ (12) (略)			染された病変組織そ の他の物件を直接取 り扱う業務に従事す ることを常例とする 病理細菌技術者 (2) (1)に掲げる業務に 従事することを主た る職務内容とする職 員（人事院の定める 者に限る。）
一	(略)			

十一 国立障	める病院 人事院の定 く。）及び 施設を除 障害児入所 国立福祉型 保養所及び 明寮、国立 局の国立光 （自立支援 センター ション	（16）調理の実習指導の ため入所者に直接接 することを常例とす る栄養士及び管理栄 養士	（17）（略）
（略）			

十一 国立障	める病院 人事院の定 く。）及び 施設を除 障害児入所 国立福祉型 保養所及び 明寮、国立 局の国立光 （自立支援 センター ション	（16）調理の実習指導の ため入所者に直接接 することを常例とす る栄養士	（17）（略）
（略）			

害者リハビ	(2) 〓 (4)	(略)	一
リテーショ	(5)	調理の実習指導の	
ンセンター		ため入所者に直接接	
自立支援局		することを常例とす	
国立光明寮		る栄養士及び管理栄	
	(6)	養士	
	(略)		
十二 国立障	(1) 〓 (7)	(略)	(略)
害者リハビ	(8)	(略)	一
リテーショ	(9)	調理の実習指導の	
ンセンター		ため入所者に直接接	
自立支援局		することを常例とす	
国立保養所		る栄養士及び管理栄	

害者リハビ	(2) 〓 (4)	(略)	一
リテーショ	(5)	調理の実習指導の	
ンセンター		ため入所者に直接接	
自立支援局		することを常例とす	
国立光明寮		る栄養士	
	(6)	(略)	
十二 国立障	(1) 〓 (7)	(略)	(略)
害者リハビ	(8)	(略)	一
リテーショ	(9)	調理の実習指導の	
ンセンター		ため入所者に直接接	
自立支援局		することを常例とす	
国立保養所		る栄養士	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

十三 ～ 二十二 (略)	
(略)	(10) (略)
(略)	

養士

十三 ～ 二十二 (略)	
(略)	(10) (略)
(略)	

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―八―九五

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分
は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる傍線部分で
これに対応する改正後欄に掲げる傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

出 産	出 産
-----	-----

別表第二 初任給基準表（第十一条、第十二条関係）
イ～ヲ（略）
ワ 医療職修給表ニ初任給基準表

職 種 (略)	学 歴 免 許 等 (略)	初 任 給 (略)
栄 養 士 管 理 栄 養 士 衛 生 検 査 技 師	大 学 卒	2級1号俸
	短 大 卒	1級11号俸
	短 大 3 卒	1級17号俸
診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技師 理学療法士 作業療法士 聴覚士 言語聴覚士	大 学 卒	2級1号俸
	短 大 3 卒	1級17号俸
歯 科 衛 生 士	大 学 卒	2級1号俸
	短 大 3 卒	1級17号俸
	短 大 2 卒	1級11号俸
	高 校 専 攻 科 卒	1級7号俸
	大 学 卒	2級1号俸
	短 大 3 卒	1級17号俸
歯 科 技 工 士	短 大 2 卒	1級11号俸
	(略)	(略)

備考
1 薬剤師、栄養士、管理栄養士、衛生検査技師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の経験年数(は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事院が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。
2・3 (略)
カ・ヨ (略)

別表第二 初任給基準表（第十一条、第十二条関係）
イ～ヲ（略）
ワ 医療職修給表ニ初任給基準表

職 種 (略)	学 歴 免 許 等 (略)	初 任 給 (略)
栄 養 士 (衛生検査技師)	大 学 卒	2級1号俸
	短 大 卒	1級11号俸
診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技師 理学療法士 作業療法士 聴覚士 言語聴覚士 (新設)	大 学 卒	2級1号俸
	短 大 3 卒	1級17号俸
診療エックス線技師 義肢装具士	短 大 3 卒	1級11号俸
	短 大 3 卒	1級17号俸
	短 大 3 卒	1級11号俸
	短 大 2 卒	1級11号俸
	高 校 専 攻 科 卒	1級7号俸
	短 大 3 卒	1級17号俸
歯 科 技 工 士	短 大 2 卒	1級11号俸
	(略)	(略)

備考
1 薬剤師、栄養士、衛生検査技師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、診療エックス線技師、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の経験年数(は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事院が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。
2・3 (略)
カ・ヨ (略)

別表第六 在級期間表 (第二十条関係)

イ～ヘ (略)

ト 海事職修給表(一)在級期間表

船舶の種類		職 種	(略)
		職 名	(略)
大 (一 型 船)	船 種	航海士	(略)
	船 種	航海士	(略)
	船 種	航海士	(略)
大 (二 型 船)	船 種	航海士	(略)
	船 種	航海士	(略)
	船 種	航海士	(略)
大 (三 型 船)	船 種	航海士	(略)
	船 種	航海士	(略)
	船 種	航海士	(略)
中 (一 型 船)	船 種	航海士	(略)
	船 種	航海士	(略)
	船 種	航海士	(略)
中 (二 型 船)	船 種	航海士	(略)
	船 種	航海士	(略)
	船 種	航海士	(略)

備考

- (略)
- 職種の「大型船舶 (一種) 大型船舶 (二種) 大型船舶 (三種) 」の「事務長」、「2等航海士」、「2等機関士」、「2等通信士」、「航海士」、「機関士」、「通信士」、「栄養士」、「管理栄養士」若しくは「事務員」又は「中型船舶 (一種) 中型船舶 (二種) 」の「1等航海士」、「1等機関士」、「通信長」、「航海士」、「機関士」、「通信士」、「栄養士」、「管理栄養士」、「事務長」若しくは「事務員」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大卒」又は「高校卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「0」とあるのは、当該学歴免許等の区分が「短大卒」である者にあつては「2. 5」と、当該学歴免許等の区分が「高校卒」である者にあつては「5」とする。

チ～ヲ (略)

ワ 医療職修給表(二)在級期間表

船舶の種類		職 種	(略)
		職 名	(略)
栄 養 士	栄 養 士	栄 養 士	(略)
	栄 養 士	栄 養 士	(略)
	栄 養 士	栄 養 士	(略)

備考

- (略)
- 職種の「栄養士」、「管理栄養士」、「診療放射線技師」、「臨床検査技師」、「衛生検査技師」、「臨床工学士」、「理学療法士」、「作業療法士」、「視能訓練士」、「言語聴覚士」、「義肢装具士」、「歯科衛生士」又は「歯科理工士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「2. 5」とあり、及び「1」とあるのは、「0」とする。

3～6 (略)

カ～タ (略)

別表第六 在級期間表 (第二十条関係)

イ～ヘ (略)

ト 海事職修給表(一)在級期間表

船舶の種類		職 種	(略)
		職 名	(略)
大 (一 型 船)	船 種	航海士	(略)
	船 種	航海士	(略)
	船 種	航海士	(略)
大 (二 型 船)	船 種	航海士	(略)
	船 種	航海士	(略)
	船 種	航海士	(略)
大 (三 型 船)	船 種	航海士	(略)
	船 種	航海士	(略)
	船 種	航海士	(略)
中 (一 型 船)	船 種	航海士	(略)
	船 種	航海士	(略)
	船 種	航海士	(略)
中 (二 型 船)	船 種	航海士	(略)
	船 種	航海士	(略)
	船 種	航海士	(略)

備考

- (略)
- 職種の「大型船舶 (一種) 大型船舶 (二種) 大型船舶 (三種) 」の「事務長」、「2等航海士」、「2等機関士」、「2等通信士」、「航海士」、「機関士」、「通信士」、「栄養士」若しくは「事務員」又は「中型船舶 (一種) 中型船舶 (二種) 」の「1等航海士」、「1等機関士」、「通信長」、「航海士」、「機関士」、「通信士」、「栄養士」、「事務長」若しくは「事務員」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大卒」又は「高校卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「0」とあるのは、当該学歴免許等の区分が「短大卒」である者にあつては「2. 5」と、当該学歴免許等の区分が「高校卒」である者にあつては「5」とする。

チ～ヲ (略)

ワ 医療職修給表(二)在級期間表

船舶の種類		職 種	(略)
		職 名	(略)
栄 養 士	栄 養 士	栄 養 士	(略)
	栄 養 士	栄 養 士	(略)
	栄 養 士	栄 養 士	(略)

備考

- (略)
- 職種の「栄養士」、「診療放射線技師」、「臨床検査技師」、「衛生検査技師」、「臨床工学士」、「理学療法士」、「作業療法士」、「視能訓練士」又は「言語聴覚士」の区分の適用を受ける者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「大学卒」である者に対するこの表の適用については、職務の級2級の欄中「2. 5」とあり、及び「1」とあるのは、「0」とする。

3～6 (略)

カ～タ (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―一七―一七二

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第一条関係） 一〆六（略） 七 警察庁	別表第一（第一条関係） 一〆六（略） 七 警察庁

組 織		内部 部局			
官 職		(略)		室長（人事院の 定めるものに 限る。） 監察官（人事院 の定めるもの に限る。） 工場長	
区 分		(略)		二種	

組 織	内部 部局				(略)	サイ バー セ キュ リ テイ
官 職	(略)	室長（人事院の 定めるものに 限る。） 政策企画官（人 事院の定める ものに限る。） 工場長	(略)	所長	(略)	
区 分	(略)	二種	(略)	二種	(略)	

対策研究セ ンター	
(略)	(略)
(略)	(略)

八〇二七七 (略)

二十八 厚生労働省

組 織	(略)	国立社会保 障・人口問題 研究所
官 職	(略)	所長 副所長 部長 課長 室長（人事院の
区 分	(略)	一種 二種 四種

対策研究・ 研修セン ター	
(略)	(略)
(略)	(略)

八〇二七七 (略)

二十八 厚生労働省

組 織	(略)	国立社会保 障・人口問題 研究所
官 職	(略)	所長 副所長 部長 課長 室長（人事院の
区 分	(略)	一種 二種 四種

定めるものに 限る。）	主任研究官（人 事院の定める ものに限 る。）
----------------	----------------------------------

国立感染症研 究所					
室長（人事院の 四種（人	総括研究官（人 事院の定める ものに限 る。）	部長 二種	副所長 一種	主任研究官（人 事院の定める ものに限 る。）	定めるものに 限る。）

三十 農林水産省	二十九 (略)	(略)	
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	

三十 農林水産省	二十九 (略)	国立感染症研究所支所			
	(略)	支所長	部長	課長	室長（人事院の定めるものに限る。）主任研究官（人事院の定めるものに限る。）
	(略)	二種	三種	四種	

(略)	建設所 は事業所の の事務所又 地方農政局		(略)	組 織
(略)	(略)	所長	(略)	官 職
(略)	(略)	種 は三 二種又 つては 合にあ める場 別に定 事院が 四種(人	(略)	区 分

(略)	建設所 は事業所の の事務所又 地方農政局		(略)	組 織
(略)	(略)	所長	(略)	官 職
(略)	(略)	四種	(略)	区 分

三十一～三十六 (略)

三十七 国土交通省

組 織	地方整備局		(略)	(略)
官 職	(略)	次長	(略)	(略)
区 分	(略)	一種	(略)	(略)

三十八～四十四 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三十一～三十六 (略)

三十七 国土交通省

組 織	地方整備局		(略)	(略)
官 職	(略)	副局長	(略)	(略)
区 分	(略)	一種	(略)	(略)

三十八～四十四 (略)

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―三〇―一一二

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（特殊勤務手当の種類） 第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとす	（特殊勤務手当の種類） 第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとす

る。

一〇二十七 (略)

二十八 船員作業手当(第三十一条の二)

(犯則取締等手当)

第二十八条の五 犯則取締等手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 (略)

一の二 警察庁関東管区警察局に所属する職員のうち人事院の定める職員が警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五条第四項第六号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関して、被疑者等の住居又は事務所等において刑事訴訟法(昭和二十三年法律第

る。

一〇二十七 (略)

(新設)

(犯則取締等手当)

第二十八条の五 犯則取締等手当は、次に掲げる場合に支給する。

一 (略)

一の二 警察庁関東管区警察局に所属する職員のうち人事院の定める職員が警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五条第四項第六号ハに規定する重大サイバー事案に係る犯罪の捜査に関して、被疑者等の住居又は事務所等において刑事訴訟法(昭和二十三年法律第

百三十一号)の規定に基づく次に掲げる業務に従事したとき。

(1)・(2) (略)

二〽三 (略)

三の二 公安調査庁に所属する公安調査官が無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第百四十七号)第七条第二項の規定に基づく立入検査の業務で人事院が困難であると認めるものに従事したとき。

四〽十二 (略)

2・3 (略)

(小笠原業務手当)

百三十一号)の規定に基づく次に掲げる業務に従事したとき。

(1)・(2) (略)

二〽三 (略)

(新設)

四〽十二 (略)

2・3 (略)

(小笠原業務手当)

第三十一条 (略)

第三十一条 (略)

(船員作業手当)

第三十一条の二 船員作業手当は、財務省、水産

(新設)

庁、国土交通省、気象庁又は海上保安庁に所属する船員が、航海中の船舶において行う業務で人事院が定めるもの又は人事院がこれに相当すると認める業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日に

つき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額を超えない範囲内において人事院が定める額とする。

職務の級	手当額
公安職俸給表(二)七級以上の級	三千九百八十円

海事職俸給表(一)六級以上の級	
医療職俸給表(一)四級以上の級	
公安職俸給表(二)六級、五級及び四級	三千八十円
海事職俸給表(一)五級及び四級	
海事職俸給表(二)六級	
医療職俸給表(一)三級及び二級	
公安職俸給表(二)三級	二千五百七十円
海事職俸給表(一)三級	
海事職俸給表(二)五級	
医療職俸給表(一)一級	
公安職俸給表(二)二級	二千百二十円
海事職俸給表(一)二級	

海事職俸給表(二)四級及び三級	
公安職俸給表(二)一級	千六百七十円
海事職俸給表(一)一級	
海事職俸給表(二)二級及び一級	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）及び一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号）に基づき、人事院規則九―四九―五七（人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―四九―五七―一

人事院規則九―四九―五七（人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四九―五七（人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

附則別表第一（附則第二条及び附則第四条関係）

都道府県	支給地域	級地
（略）	（略）	（略）
愛知県	（略）	（略）
（略）	蒲郡市 新城市 額田 郡幸田町 北設楽郡設 楽町 北設楽郡東栄町 北設楽郡豊根村	四パ ー セ ン ト 級 地
（略）	（略）	（略）

備考（略）

附則

この規則は、公布の日から施行する。

改正前

附則別表第一（附則第二条及び附則第四条関係）

都道府県	支給地域	級地
（略）	（略）	（略）
愛知県	（略）	（略）
（略）	蒲郡市 新城市 北設 楽郡設楽町 北設楽郡 東栄町 北設楽郡豊根 村	四パ ー セ ン ト 級 地
（略）	（略）	（略）

備考（略）

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―五五―一五二

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条、第二条関係） 一 一年を通じて特地勤務手当が支給される官	別表（第一条、第二条関係） 一 一年を通じて特地勤務手当が支給される官

							北海道	府県	都道	署
							(略)		所在地	
							(略)		官署	
							一級地	(略)	区分 級別	
の三	内四六九九	内町字幌加	雨竜郡幌加		内町字清月	雨竜郡幌加	(略)			
業所	ダム建設事	設部雨竜川	札幌開発建	森林事務所	支署幌加内	空知森林管	(略)			

						北海道	府県	都道	署
	(新設)	雨竜郡幌加 内町字清月	(略)	(略)	所在地	(略)	官署	級別	区分
	(新設)	森林事務所 支署幌加内 理署北空知	(略)	(略)	一級地	(略)			

		沖縄県	(略)					岩手県	(略)	
町一の一の	石垣市浜崎	(略)	(略)	(略)	の六一	日蔭一四九	泉町安家字	下閉伊郡岩	(略)	(略)
石垣出張所	那覇検疫所	(略)	(略)	(略)	森林事務所	慈支署安家	林管理署久	三陸北部森	(略)	(略)
	三級地	(略)	(略)	(略)				一級地	(略)	

		沖縄県	(略)					岩手県	(略)	
町一の一の	石垣市浜崎	(略)	(略)	(略)	の二	日蔭一四九	泉町安家字	下閉伊郡岩	(略)	(略)
石垣出張所	那覇検疫所	(略)	(略)	(略)	森林事務所	慈支署安家	林管理署久	三陸北部森	(略)	(略)
	三級地	(略)	(略)	(略)				一級地	(略)	

八	石垣市字白	保一九六〇	の 一〇四
(略)	那覇検疫所	石垣空港出	張所
(略)			
国頭郡国頭	北部ダム統	二級地	
村字安波川	合管理事務		
瀬原一三〇	所		
一の二二			
(略)	(略)		

備考1 この表の所在地欄に掲げる所在地の表

示は、平成二十九年四月一日（沖縄地区

税関石垣税関支署石垣空港出張所に係る

八	(新設)		(略)
(新設)	(略)		
国頭郡国頭	北部ダム統	二級地	
村字安波川	合管理事務		
瀬原一三〇	所安波ダム		
一の三	管理支所		
(略)	(略)		

備考1 この表の所在地欄に掲げる所在地の表

示は、平成二十九年四月一日（沖縄地区

税関石垣税関支署石垣空港出張所に係る

ものにあつては平成三十年七月一日、沖
縄森林管理署安波森林事務所に係るもの
にあつては同年十月一日、那覇検疫所平
良出張所に係るものにあつては平成三十
一年四月一日、門司税関厳原税関支署比
田勝出張所及び長崎税関鹿児島税関支署
名瀬監視署に係るものにあつては令和二
年四月一日、動物検疫所沖縄支所検疫課
石垣分室及び動物検疫所沖縄支所検疫課
平良分室に係るものにあつては同年十月
一日、室蘭開発建設部鵠川沙流川河川事
務所、室蘭開発建設部鵠川沙流川河川事
務所平取ダム管理支所及び母島自然保護

ものにあつては平成三十年七月一日、沖
縄森林管理署安波森林事務所に係るもの
にあつては同年十月一日、那覇検疫所平
良出張所に係るものにあつては平成三十
一年四月一日、門司税関厳原税関支署比
田勝出張所及び長崎税関鹿児島税関支署
名瀬監視署に係るものにあつては令和二
年四月一日、動物検疫所沖縄支所検疫課
石垣分室及び動物検疫所沖縄支所検疫課
平良分室に係るものにあつては同年十月
一日、室蘭開発建設部鵠川沙流川河川事
務所、室蘭開発建設部鵠川沙流川河川事
務所平取ダム管理支所及び母島自然保護

官事務所に係るものにあつては令和四年四月一日、九州地方整備局西之表港湾事務所に係るものにあつては同年七月一日、木曾森林管理署南木曾支署須原森林事務所に係るものにあつては同年十月一日、福岡出入国在留管理局那覇支局宮古島出張所に係るものにあつては令和六年一月十五日、名瀬測候所に係るものにあつては同年十一月二十八日、奄美海上保安部に係るものにあつては同年十二月十日、鹿児島財務事務所名瀬出張所に係るものにあつては令和七年一月十四日、札幌開発建設部雨竜川ダム建設事業所、三

官事務所に係るものにあつては令和四年四月一日、九州地方整備局西之表港湾事務所に係るものにあつては同年七月一日、木曾森林管理署南木曾支署須原森林事務所に係るものにあつては同年十月一日、福岡出入国在留管理局那覇支局宮古島出張所に係るものにあつては令和六年一月十五日、名瀬測候所に係るものにあつては同年十一月二十八日、奄美海上保安部に係るものにあつては同年十二月十日、鹿児島財務事務所名瀬出張所に係るものにあつては令和七年一月十四日）における区域を示し、その後における当該

陸北部森林管理署久慈支署安家森林事務所、那覇検疫所石垣空港出張所及び北部ダム統合管理事務所に係るものにあつては同年四月一日）における区域を示し、その後における当該区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

2 この表に掲げる官署のうち、石狩森林管理署浜益森林事務所、後志森林管理署永豊森林事務所、胆振東部森林管理署穂別森林事務所、胆振東部森林管理署稲里森林事務所、日高北部森林管理署、日高北部森林管理署日高森林事務所、日高北部森林管理署日勝森林事務所、室蘭開発

区域に係る表示の変更によつて影響されるものではない。

2 この表に掲げる官署のうち、石狩森林管理署浜益森林事務所、後志森林管理署永豊森林事務所、胆振東部森林管理署穂別森林事務所、胆振東部森林管理署稲里森林事務所、日高北部森林管理署、日高北部森林管理署日高森林事務所、日高北部森林管理署日勝森林事務所、室蘭開発

建設部日高道路事務所、室蘭開発建設部
鷗川沙流川河川事務所平取ダム管理支
所、青森森林管理署三厩森林事務所、群
馬森林管理署檜原森林事務所、木曽森林
管理署開田森林事務所及び飛騨森林管理
署白川森林事務所については、冬期は、
級別区分が三級地である官署として同表
に掲げられているものとし、上川南部森
林管理署、上川南部森林管理署幾寅森林
事務所、上川南部森林管理署落合森林事
務所、上川南部森林管理署金山森林事務
所、空知森林管理署北空知支署、空知森
林管理署北空知支署幌加内森林事務所、

建設部日高道路事務所、室蘭開発建設部
鷗川沙流川河川事務所平取ダム管理支
所、青森森林管理署三厩森林事務所、群
馬森林管理署檜原森林事務所、木曽森林
管理署開田森林事務所及び飛騨森林管理
署白川森林事務所については、冬期は、
級別区分が三級地である官署として同表
に掲げられているものとし、上川南部森
林管理署、上川南部森林管理署幾寅森林
事務所、上川南部森林管理署落合森林事
務所、上川南部森林管理署金山森林事務
所、空知森林管理署北空知支署、空知森
林管理署北空知支署幌加内森林事務所、

札幌開発建設部雨竜川ダム建設事業所、

知床森林生態系保全センター、ウトロ自

然保護官事務所、阿寒摩周国立公園管理

事務所、津軽森林管理署金木支署市浦森

林事務所、下北森林管理署脇野沢森林事

務所、岩手北部森林管理署、岩手北部森

林管理署新町森林事務所、三陸北部森林

管理署久慈支署安家森林事務所、米代東

部森林管理署上小阿仁支署笑内森林事務

所、山形森林管理署中村森林事務所、磐

城森林管理署川内森林事務所、茨城森林

管理署徳田森林事務所、関東地方整備局

鬼怒川ダム統合管理事務所川俣ダム管理

知床森林生態系保全センター、ウトロ自

然保護官事務所、阿寒摩周国立公園管理

事務所、津軽森林管理署金木支署市浦森

林事務所、下北森林管理署脇野沢森林事

務所、岩手北部森林管理署、岩手北部森

林管理署新町森林事務所、三陸北部森林

管理署久慈支署安家森林事務所、米代東

部森林管理署上小阿仁支署笑内森林事務

所、山形森林管理署中村森林事務所、磐

城森林管理署川内森林事務所、茨城森林

管理署徳田森林事務所、関東地方整備局

鬼怒川ダム統合管理事務所川俣ダム管理

支所、片品自然保護官事務所、中信森林

支所、片品自然保護官事務所、中信森林
管理署奈川森林事務所、南信森林管理署
上村森林事務所、木曽森林管理署南木曽
支署阿寺森林事務所、木曽森林管理署南
木曽支署須原森林事務所、飛騨森林管理
署上ヶ洞森林事務所及び広島北部森林管
理署新市森林事務所については、冬期
は、級別区分が二級地である官署として
同表に掲げられているものとする。

二
(略)

管理署奈川森林事務所、南信森林管理署
上村森林事務所、木曽森林管理署南木曽
支署阿寺森林事務所、木曽森林管理署南
木曽支署須原森林事務所、飛騨森林管理
署上ヶ洞森林事務所及び広島北部森林管
理署新市森林事務所については、冬期
は、級別区分が二級地である官署として
同表に掲げられているものとする。

二
(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―一二三―四四

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務）	（給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務）

第三条 給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一、十二 (略)

十三 海上保安庁の業務であつて、次に掲げるもの

イ 警備救難部及び海洋情報部の業務であつ

て、船員法（昭和二十二年法律第百号）第

一条に規定する船員である職員その他これ

に準ずるものとして人事院が定める職員が

従事するもの

第三条 給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一、十二 (略)

十三 海上保安庁警備救難部及び海洋情報部の業務であつて、船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員である職員その他これに準ずるものとして人事院が定める職員が従事するもの

（新設）

警備救難部管理課航空業務管理室の業務

(新設)

（イに掲げる業務を除く。）であつて、人

事院が定めるもの

十四・十五
(略)

十四・十五
(略)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年四月一日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則一一―一一―四

人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を改正する人事院規則
人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（特定管理監督職群を構成する管理監督職） 第十二条 法第八十一条の五第三項に規定する人事院規則で定める管理監督職は、次の各号に掲	（特定管理監督職群を構成する管理監督職） 第十二条 法第八十一条の五第三項に規定する人事院規則で定める管理監督職は、次の各号に掲

げる区分ごとに、当該各号に定める官職とする。

一・二 (略)

三 矯正管区等の特定管理監督職群 刑務所、

少年刑務所又は拘置所の支所長、課長（公安職俸給表(一)の適用を受ける職員が占める官職

（支所に属する官職を除く。）に限る。）及

び上席統括矯正処遇官並びに少年院の庶務課

長及び統括専門官並びに少年鑑別所の庶務課

長、地域非行防止調整官及び統括専門官並び

に矯正管区の管区監査官、矯正就労支援情報

センター室長、課長、管区調査官、成人矯正

調整官及び少年矯正調整官

げる区分ごとに、当該各号に定める官職とする。

一・二 (略)

三 矯正管区等の特定管理監督職群 刑務所、

少年刑務所又は拘置所の支所長、課長（公安職俸給表(一)の適用を受ける職員が占める官職

（支所に属する官職を除く。）に限る。）及

び上席統括矯正処遇官並びに少年院又は少年

鑑別所の庶務課長及び統括専門官並びに矯正

管区の管区監査官、矯正就労支援情報セン

ター室長、課長、管区調査官、成人矯正調整

官及び少年矯正調整官

四〇七 (略)

七の二 九州運輸局の特定管理監督職群 九州
運輸局の交通政策部次長、観光部次長、自動
車交通部次長、安全防災・危機管理調整官、
計画調整官、調整官及び離島航路活性化調整
官並びに九州運輸局の事務所の首席運輸企画
専門官（人事院が定める官職に限る。）並び
に九州運輸局運輸支局の次長及び首席運輸企
画専門官（いずれも人事院が定める官職に限
る。）並びに九州運輸局運輸支局の事務所の
所長及び首席運輸企画専門官（人事院が定め
る官職に限る。）

八〇十 (略)

四〇七 (略)

七の二 九州運輸局の特定管理監督職群 九州
運輸局の安全防災・危機管理調整官、計画調
整官、調整官及び離島航路活性化調整官並び
に九州運輸局運輸支局の次長（人事院が定め
る官職に限る。）並びに九州運輸局運輸支局
の事務所の所長

八〇十 (略)

十一 福島地方環境事務所の特定管理監督職群 福島地方環境事務所の廃棄物対策課長及び 調整官（人事院が定める官職に限る。）並び に支所長 十二（略）	十一 福島地方環境事務所の特定管理監督職群 福島地方環境事務所の廃棄物対策課長及び 支所長 十二（略）
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院公示第●号

人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、昭和 38 年人事院公示第 5 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 7 年 4 月 1 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
1 （略）	1 （略）
2 委任する権限及び所掌事務 一～七 （略） 八 人事院規則 9—30（特殊勤務手当）に規定する次に掲げる事項 (1)～(43) （略） (44) <u>第 28 条の 5 第 1 項第 3 号</u> <u>又は第 3 号の 2</u> の規定に基づき、人事院が認めることとされている業務について認めること。 (45)～(51) （略） (52) <u>第 31 条の 2 第 1 項の規定</u>	2 委任する権限及び所掌事務 一～七 （略） 八 人事院規則 9—30（特殊勤務手当）に規定する次に掲げる事項 (1)～(43) （略） (44) <u>第 28 条の 5 第 1 項第 3 号</u> の規定に基づき、人事院が認めることとされている業務について認めること。 (45)～(51) （略） (新設)

に基づき、人事院が定めるこ
ととされている業務について
定めること及び人事院が認め
ることとされている業務につ
いて認めること。

(53) 第 3 1 条の 2 第 2 項の規定
に基づき、人事院が定めるこ
ととされている額について定
めること。

(54) (略)

九～十九 (略)

二十 人事院規則 9—1 2 3 (本
府省業務調整手当) に規定する
次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 第 3 条第 1 3 号イの規定に
基づき、人事院が定めること
とされている職員について定
めること。

(4) 第 3 条第 1 3 号ロ又は第 1
5 号イからニまでの規定に基
づき、人事院が定めることと
されている業務について定め
ること。

(5)・(6) (略)

二十一～二十四 (略)

(新設)

(52) (略)

九～十九 (略)

二十 人事院規則 9—1 2 3 (本
府省業務調整手当) に規定する
次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 第 3 条第 1 3 号の規定に基
づき、人事院が定めることと
されている職員について定め
ること。

(4) 第 3 条第 1 5 号イからニま
での規定に基づき、人事院が
定めることとされている業務
について定めること。

(5)・(6) (略)

二十一～二十四 (略)

3・4（略）	3・4（略）
--------	--------

2 この決定による改正は、令和7年4月1日から効力を発生する。

人事院公示第●号

人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、令和 4 年人事院公示第 2 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 7 年 4 月 1 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 （略）	1 （略）
2 委任する権限及び所掌事務 一～六 （略）	2 委任する権限及び所掌事務 一～六 （略）
七 人事院規則 1 1—1 1（管理 監督職勤務上限年齢による降任 等）に規定する次に掲げる事項 (1)～(6) （略） (7) 第 1 2 条第 2 号、第 4 号、 第 5 号、第 7 号の 2、第 9 号、 <u>第 1 0 号又は第 1 1 号</u> の 規定に基づき、人事院が定め ることとされている官職につ いて定めること。 (8)～(11) （略）	七 人事院規則 1 1—1 1（管理 監督職勤務上限年齢による降任 等）に規定する次に掲げる事項 (1)～(6) （略） (7) 第 1 2 条第 2 号、第 4 号、 第 5 号、第 7 号の 2、第 9 号 <u>又は第 1 0 号</u> の規定に基づ き、人事院が定めることとさ れている官職について定める こと。 (8)～(11) （略）
八 （略）	八 （略）
3 （略）	3 （略）

2 この決定による改正は、令和7年4月1日から効力を発生する。